

宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成19年5月29日

宮城県監査委員	畠山和純
宮城県監査委員	袋正
宮城県監査委員	遊佐雅宣
宮城県監査委員	谷地森涼子

1 監査委員の報告日

平成19年3月26日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成19年4月23日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 石巻県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、納税催告や財産差押を実施するとともに、市町との共同催告・徴収・滞納処分を実施するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	170,822,922円
過年度分	470,000,630円
合計	640,823,552円

・平成16年度収入未済額

現年度分	184,609,882円
過年度分	479,557,721円
合計	664,167,603円

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手による滞納処分の一層の強化と促進により、県税債権の

確保と滞納額の縮減を図ることとした。

(2) 男女共同参画推進課 (NPO活動促進室)

イ 監査委員の報告の内容

宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)収支決算書について、不正確なものを受理していることが認められたので、収支計算書の検証を的確に行うとともに、今後、指定管理者に対し、適正な経理を行うよう指導監督に努め、宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)管理業務が適正に行われるよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 指定管理者 特定非営利活動法人 杜の伝言板ゆるる
- ・ 管理施設 宮城県民間非営利活動プラザ  
(みやぎNPOプラザ)
- ・ 管理運営費用 34,730,000円(平成17年度)

ロ 措置の内容

・ 指摘のあった宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)収支決算書については、所要の修正の上、受理した。さらに、指定管理者に対し、適正な経理の実施に向けて会計処理規定等の整備を求め、今般、会計規則が制定された。

・ 今後は、指定管理者との月例報告会において、運営面での指導の外、会計規則に基づき適正な経理が行われているか等経理面での指導も併せて行っていく。